

デジタル資産活用戦略会議 ウェブ情報利活用ワーキンググループ 開催要綱（案）

1 会の名称

ウェブ情報利活用ワーキンググループ（以下、「ウェブ情報利活用WG」という。）

2 背景・目的

文化遺産情報等の公共的なアーカイブコンテンツをデジタル資産として、社会・経済・文化等の多様な活動に活用し、新たな価値を創造していくことが求められている。このため、公共的なデジタル資産のオンライン流通や素材としての利活用を促進するためのインフラ、技術、制度等のあり方を総合的に議論し、デジタル資産の利活用の高度化の推進に資することを目的として、「デジタル資産活用戦略会議」が開催されている。今回、同会議の開催要項に基づき、デジタル時代の知識・文化が結集されたウェブ情報の利活用を推進するために必要な諸課題の検討等のため、本ワーキンググループを開催する。

2 ウェブ情報利活用WGにおける検討事項

- (1) ウェブ情報アーカイブの具体的な推進方策
- (2) 実証実験の実施内容 等

3 ウェブ情報利活用WGの構成

- (1) 構成員は別紙のとおりとする。
- (2) ウェブ情報利活用WGにはリーダー 1 名を置く。
- (3) リーダーは、「デジタル資産活用戦略会議」の座長が、その構成員の中から指名する者があたる。
- (4) リーダーは、ウェブ情報利活用WGを招集し、主宰する。
- (5) リーダーは、必要があるときは、構成員を追加することができる。
- (6) リーダーは、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) リーダーは、上記のほか、ウェブ情報利活用WGの運営に必要な事項を定める。

4 開催期間

平成16年7月から平成17年3月までを予定。

5 庶務

ウェブ情報利活用WGの庶務は、総務省情報通信政策局コンテンツ流通促進室が行う。